

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	土山内科クリニック	長崎県長崎市銅座町2番15号 6F	なし

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
 2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
 3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
なし		

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考
なし		

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 4年 7月16日 令和3年度決算の決定
 令和4年度の役員報酬月額の設定
 令和 5年 5月28日 令和5年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 3 - 4

法人名 医療法人 秀真会
 所在地 長崎県長崎市銅座町2番15号6F

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
 (令和 5 年 5 月 31 日 現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	26,271	I 流動負債	2,042
II 固定資産	32,982	II 固定負債	15,269
1 有形固定資産	20,575	負債合計	17,311
2 無形固定資産	1,456	純資産の部	
3 その他の資産	10,951	科 目	金 額
		I 資本金	6,000
		II 資本剰余金	
		III 利益剰余金	35,942
		IV 評価・換算差額等	
		純資産合計	41,942
資産合計	59,253	負債・純資産合計	59,253

様式4-2

法人名 医療法人 秀真会
 所在地 長崎県長崎市銅座町2番15号6F

※医療法人整理番号

--	--	--	--

損 益 計 算 書
 (自 令 和 4 年 6 月 1 日 至 令 和 5 年 5 月 31 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	93,252
2 事業費用	96,154
本来業務事業損失	2,902
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事業損失	2,902
II 事業外収益	5,443
III 事業外費用	
経常利益	2,541
IV 特別利益	2,799
V 特別損失	
税引前当期純利益	5,340
法人税等	71
当期純利益	5,269

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 2

法人名 医療法人 秀真会
 所在地 長崎県長崎市銅座町2番15号6F

※医療法人整理番号

財 産 目 録
 (令和 5 年 5 月 31 日 現在)

1. 資 産 額 59,253 千円
 2. 負 債 額 17,311 千円
 3. 純 資 産 額 41,942 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	26,271
B 固 定 資 産	32,982
C 資 産 合 計 (A+B)	59,253
D 負 債 合 計	17,311
E 純 資 産 (C-D)	41,942

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
 建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式5

監事監査報告書

医療法人 秀真会
理事長 土山 眞一 殿

私は、医療法人 秀真会 の令和4会計年度（令和4年6月1日から令和5年5月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年7月16日

医療法人 秀真会

監事 土山 遥